

酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例に基づく違反店舗の公表内容

営業所	名 称	XS
	所 在 地	名古屋市中区錦三丁目4番25号 マリオット錦ビルNorth 7階7-A号室
被処分者	氏名又は名称	株式会社DAN
	代表者の氏名 (法人の場合)	大野 隆司
	主たる事務所の所在地 (法人の場合)	名古屋市中区錦三丁目4番25号
処 分 年 月 日		平成 30 年 6 月 27 日
行政処分の内容		1 客を営業所に立ち入らせた直後（それ以前に当該酒類提供等営業に係る料金又は違約金等が生ずる場合にあっては、それらが生ずる前）には、酒類提供等営業に係る料金等を表示した書面その他の物を客に見やすいように示すこと。 2 指示期間は、30日間とする。
根 拠 法 令		酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例 第9条第1項（指示） 同条例第4条第2項（料金等の表示）
処 分 者		愛知県公安委員会